

議案第78号

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る清水町国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。